

《参考》

○名張市火災予防条例（平成19年条例第3号）【抜粋】

令和7年12月24日改正

第3章の2 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第45条の2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第39条各号に掲げる火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第45条の3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第39条各号に掲げる火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

○名張市火災予防条例施行規則（平成19年規則第36号）【抜粋】

令和7年12月26日改正

（林野火災に関する注意報の発令の指標）

第4条の2 条例第45条の2第1項に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令することができるものとする。

(1) 1月から5月までの間であって、前3日間の合計雨量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計雨量が30ミリメートル以下の場合

(2) 1月から5月までの間であって、前3日間の合計雨量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合

(3) 市長が特に必要と認める場合

2 市長は、林野火災注意報を発令している場合において、前項各号に掲げる指標の

いずれにも該当しなくなったときは、当該林野火災注意報を解除することができるものとする。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令の指標)

第4条の3 条例第45条の3に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、前条第1項各号に掲げる指標のいずれかに該当する場合であって、強風注意報が発表されている場合又は市長が特に必要と認める場合に発令することができるものとする。

2 市長は、林野火災警報を発令している場合において、前項の規定に該当しなくなったときは、当該林野火災警報を解除することができるものとする。